

# 海外リスクセンサー

## 新型コロナウイルスの感染拡大と企業の対策(5)

### 対象地域

東南アジア・大洋州	✓	米州(含む中・南米)	✓	中東・アフリカ	✓
東アジア・南アジア	✓	欧州	✓	その他の地域および世界	✓

### レポート要旨

- 中国・湖北省武漢市で発見された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が、中国および複数の国・地域で引き続き増加している。中国では感染者数が累計で72,436人となり、うち1,868人が死亡した。(2月18日午前0時現在)中国・香港・マカオ・台湾以外では計25ヵ国・地域において感染例が確認されている。
- WHOは2020年1月30日、専門家による緊急委員会を開き、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(Public Health Emergency of International Concern: PHEIC)」に当たると宣言した。日本外務省は湖北省・浙江省温州市に対して感染症危険情報「レベル3」を発出し、各国政府が中国への渡航制限を実施している。
- 企業においては、引き続き感染状況に関する最新情報を入手するとともに、渡航・滞在に関する指示、国内外の従業員等に対する指示・注意喚起、各拠点としての感染予防策を実施する必要がある。

### レポート構成

1. 新型コロナウイルスの感染状況と各国等の対応.....	1
(1) 中国及び香港・マカオ・台湾の状況.....	1
(2) その他の国・地域の状況.....	3
(3) ウイルスの特性に関する評価.....	4
(4) 国際機関・各国政府等の対応.....	5
(5) 今後の見通し.....	6
2. 企業としての対策.....	7
(1) 対策の基本的な考え方.....	7
(2) 駐在員・帯同家族・出張者に対する対応.....	8
(3) 現地社員に対する対応.....	9
(4) 拠点の事業継続に関わる対応.....	10
(5) 日本国内拠点、その他の海外拠点に求められる対策.....	10

海外リスクセンサー「新型コロナウイルスの感染拡大と企業の対策(4)」(2月12日発行)からの修正点・追加点を赤字で表示しています。

## 1. 新型コロナウイルスの感染状況と各国等の対応

中国中部・湖北省武漢市で発見された新型ウイルス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者は、中国および複数の国・地域で引き続き増加している。

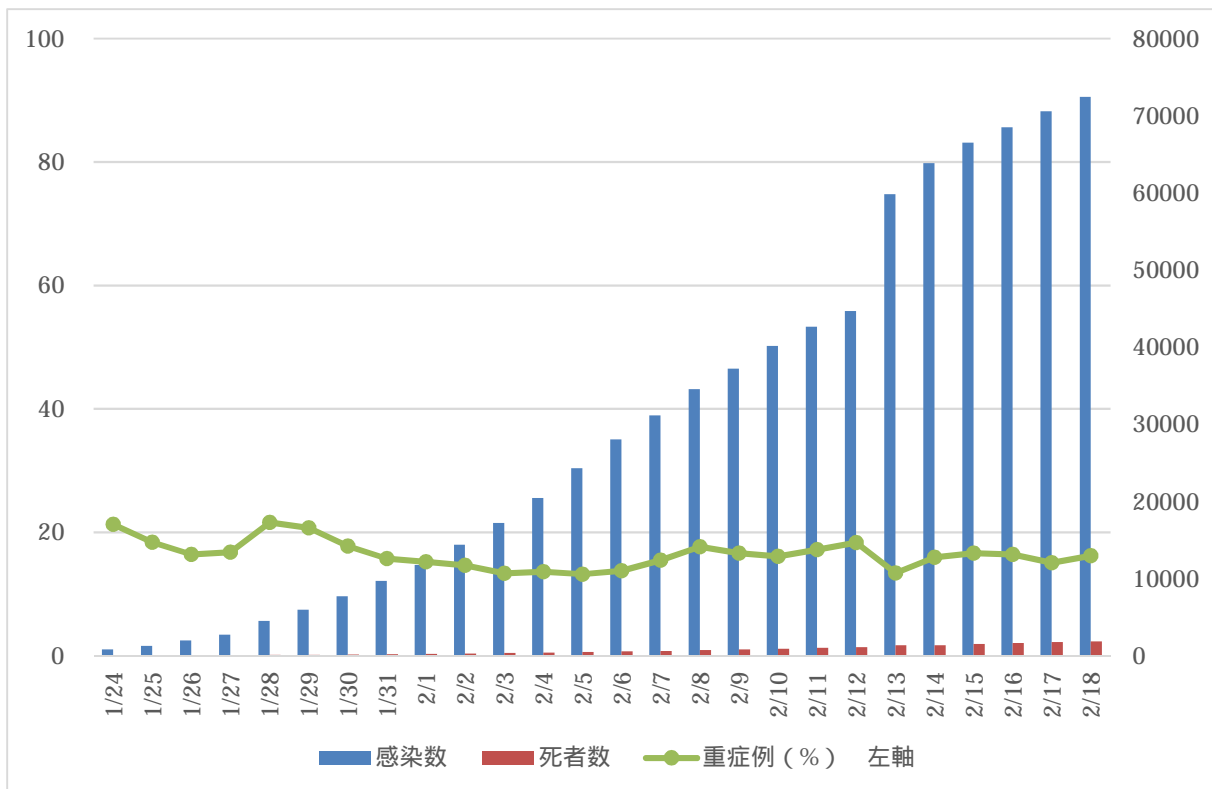
### (1) 中国及び香港・マカオ・台湾の状況

中国国家衛生健康委員会（衛生当局）の発表統計によると、2020年2月18日午前0時現在、同ウイルス感染症の感染者数は累計\*で72,436人となった。このうち1,868人が死亡、11,741人が重症とされる。同国域内すべての行政区（22省・4直轄市・5自治区及び新疆生産建設兵団）において感染が拡大しており、さらに感染疑い例が6,242例確認されているほか、濃厚接触者とされる560,901人のうち、141,552人に経過観察が実施されている。

注：\*2月13日発表分より、湖北省は感染数に臨床診断症例の数を含むとしている。

感染例を地域別にみると、湖北省が59,989例（臨床診断例を含む）と最も多く、次いで広東省が1,328例、河南省が1,257例、浙江省が1,172例、湖南省が1,007例、安徽省が982例、江西省が933例、江蘇省が629例、重慶市が553例、山東省が543例、四川省が508例、黒龍江省が464例、北京市が381例、上海市が333例となっている。このほか、香港で60例（死亡1例）、マカオで10例、台湾で22例（死亡1例）の感染が確認されている。

【図表1：中国国内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染数・死者数・重症例割合の推移】



同国では、今次感染症の発生を「国家突発公共衛生事件応急計画」が定める最大レベルの「特別重大突発公共衛生事件（Ⅰ級）」に相当する緊急事態であるとし、1月23日以降、感染が確認されている行政区において、順次同レベルが発令された。これに伴い、各地で交通規制や検問所の設置及び検疫の実施、商店の休業、春節に関連するイベント・出店の中止等、様々な措置がとられている。国務院は27日、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び制御のため、2月2日までの休暇期間延長を通知していたが、感染拡大が最も深刻な湖北省は13日まで、北京市・上海市等を含む23の行政区においても期間を延長する旨、決定された。

その後、中国国内の多くの地域では2月10日から業務再開となったが、製造業を中心に多くの在中国企業が再開時期の延期を余儀なくされている。一部の在中国日系企業では、予定通り既に10日から操業を再開した例もみられるが、大手自動車、電機、化学などの製造業の中には、物流の回復が十分でなく部品・原材料調達に支障があること、地方政府の指示により従業員が出社できず要員を確保できないことなどを理由に、2月17日以降まで再開時期を延期した例が多くみられた。また一部の地域では地方政府が各企業に対し、操業再開を許可する条件として防疫体制の整備などを求めており、地方政府の操業許可が得られず、再開を延期した例も散見される。

**湖北省政府は13日、当初同日までとしていた企業の休業期間をさらに1週間延長し、業務再開を2月21日以降とすることを発表した。**

中国政府は2月4日、同ウイルス感染拡大の防止のため、新たに浙江省の杭州市・台州市の2都市で住民の移動を制限すると発表した。既に湖北省、浙江省温州市でも移動制限が実施されているが、感染拡大により、さらに対象が拡大された。

現在、中国各地において、外出や移動を制限する措置が地方政府により実施されており、同ウイルス感染拡大に伴い、今後さらに制限措置の対象が拡大する可能性がある。一部現地報道によると、武漢市と同様に人の移動を制限するなどの事実上の封鎖措置を取る地方都市は40ヶ所以上に上るとされる。2月5日時点で、移動を制限する等の措置が取られているとされる都市は以下のとおりである。

- 湖北省：武漢市，鄂州市，仙桃市，枝江市，潜江市，天門市，黄冈市，咸寧市，赤壁市，孝感市，黄石市，荊門市，宜昌市，恩施市，当陽市，十堰市，随州市
- 重慶市
- 雲南省：昆明市
- 寧夏回族自治区：吳忠市，銀川市
- 浙江省：温州市，杭州市，寧波市
- 河南省：鄭州市，駐馬店市
- 山東省：臨沂市
- 黒竜江省：ハルビン市
- 江蘇省：南京市，徐州市，南通市
- 江西省：景德鎮市

居住地外への移動を完全に禁止する「封鎖」の他、「封閉式管理」と呼ばれる外出規制を導入する地域も増えている。当該地域では、地域外からの来客が禁止され、居住者についても在宅にて過ごすように呼びかけられ、買い物等に出掛ける回数も制限される。

また湖北省などの感染拡大地域を「重点地域」と呼び、当該地域から帰着した者または当該地域を通過した者について、同ウイルスの最大潜伏期間とされる14日間の在宅観察を求める地域が増えている。「重点地域」の対象を湖北省のみならず、広東省や浙江省を含める例もある。

高速道路の出入り口の閉鎖・再開、高速鉄道の運休等の情報も日々変動する。また各国航空会社による、中国発着便の運休・減便も順次発表されている。現地に渡航・滞在、また国内で移動する際は、滞在地・行き先の地域における規制実施状況や交通機関の運行状況などの最新情報を、予め詳細に把握・確認することが重要である。

また、北京市・上海市・広東省・浙江省・安徽省・遼寧省・雲南省では、幼稚園及び小中高校の授業再開時期を2月17日以降に延期すると発表した。このほか、香港では幼稚園及び小中高校を3月1日まで休校とし、台湾では2月11日に予定されていた始業日を25日に延期した。さらに上海市の日本人学校は2月5日、休校期間をさらに2週間延長し、3月1日までとすることを発表した。上海市政府が市内小・中・高校に対して出した指示に従ったものである。また広州日本人学校も2月6日、同様の発表を行った。現地報道によると、浙江省温州市、江蘇省常州市においても同様に、各学校・教育機関に対して授業開始を3月以降とするよう指示が出ている。

## (2) その他の国・地域の状況

中国・香港・マカオ・台湾以外では計25カ国・地域において感染例が確認されている。依然として中国以外の国・地域の感染確認例の多くは武漢市または中国へ渡航歴のある輸入症例であるが、一部の国・地域では国内での感染例も確認されている。またこれまでにフィリピン、日本、フランスで死者が各1人確認された。

【図表2：その他の国・地域における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況】

国・地域名	2月17日現在		備考
	感染数	死者数	
シンガポール	75	0	
日本	59	1	2月13日、国内で初めての死亡例が確認された。
タイ	35	0	
韓国	30	0	
マレーシア	22	0	
ベトナム	16	0	1月30日、国内での「人・人感染」発生の可能性が指摘された。
ドイツ	16	0	
オーストラリア	15	0	
米国	15	0	1月30日、米疾病予防管理センター（CDC）は、人から人への感染が米国内で初めて確認されたことを発表した。
フランス	12	1	1月24日、欧州で初の感染者が確認された。 2月15日、感染確認された患者1人が死亡したことを発

国・地域名	2月17日現在		備考
	感染数	死者数	
			表、アジア以外で初の死者となった。
英国	9	0	
アラブ首長国連邦	9	0	
カナダ	7	0	
インド	3	0	
フィリピン	3	1	2月2日、当局により患者1人の死亡が発表された。
イタリア	3	0	
スペイン	2	0	
ロシア	2	0	
ベルギー	1	0	
スウェーデン	1	0	
ネパール	1	0	
フィンランド	1	0	
カンボジア	1	0	
スリランカ	1	0	
エジプト	1	0	
国際輸送案件 (日本)	454	0	日本においてクルーズ船の乗員・乗客、検疫官のうち、感染が確認されたもの。
(その他の国・地域計)	683	3	

出典：WHO, Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report – 28、報道等により筆者作成

### (3) ウイルスの特性に関する評価

コロナウイルス (Coronavirus) は、人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスである。一般の風邪の原因の10~15%を占める一方、一部、人に深刻な呼吸器疾患を引き起こすものとして、2002~2003年に中国を中心に感染が拡大したSARS(重症急性呼吸器症候群)コロナウイルス、2014年以降中東地域等で感染が拡大したMERS(中東呼吸器症候群)コロナウイルスが知られている。

新型ウイルスについて現段階では不明な点が多いが、徐々に疫学情報が蓄積されつつあるとされる。国立感染症研究所は1月31日、「新型コロナウイルス感染症の現状の評価と国内のサーベイランス、医療体制整備について」において、同ウイルスの現状の評価を以下のとおり示した。

- 潜伏期間は2~10日\*と報告されている。(WHO、1月28日)
- 中国国外でもヒト-ヒト感染例が報告されている。
- 症状は軽症から重症まで幅広い。1月30日時点で報告されている症例における重症例の割合は20%で、中国国内における死亡例の割合は2%となっている。
- 詳細な感染伝播様式や感染可能期間は現時点では重要な情報であるが、十分な知見が得られていない。重症急性呼吸器症候群コロナウイルス(SARS-CoV)、中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-CoV)では、集団発生は、**飛沫感染**、**接触感染**によるものだったことから新型コロナウイルスも同様である可能性が考えられる。(下線筆者)

注：\*厚生労働省は潜伏期間について「最大14日程度と考えられている」としている。

一般論として、細菌、ウイルスなどの病原体は、外来遺伝子の獲得や突然変異により常に強毒化する可能性が考えられる。今回の新型コロナウイルスは、遺伝学的に SARS コロナウイルスに近縁であることが報告されており、従来のコロナウイルスに比べて突然変異を起こしやすいという情報はない。また、今回の感染拡大中に変異を起こしたとされる証拠も現在のところ報告されていない。ただし、今後、ウイルスの感染力・毒性が変化する可能性は否定できないため、各国衛生当局には慎重な状況観察が求められる。

#### (4) 国際機関・各国政府等の対応

##### 【世界保健機関（WHO）】

WHO は 2020 年 1 月 30 日、中国を中心に拡大している「2019 年新型コロナウイルス（2019-nCoV）」感染について、専門家による緊急委員会を開き、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）」に当たると宣言した。

WHO のテドロス（Tedros Adhanom Ghebreyesus）事務局長は宣言に踏み切った主な理由について、新型コロナウイルスの感染が中国以外の国でも発生していることをあげ、感染拡大を防ぐために「一致団結して行動する時だ」と強調した。また、貿易や人の移動を制限することは勧告しないとしたうえで、医療態勢が弱い国への支援、ワクチンや治療法及び診断方法の開発促進、風評や誤った情報が拡散することへの対策、データの共有などを行うべきと表明した。

##### 【米国】

米務省は 30 日、WHO が PHEIC を宣言したことや民間航空会社が中国便を削減または一時停止を予定していることなどから、中国全土に関するトラベルアドバイザリー（Travel Advisory）を更新し、危険レベルの最も高いレベル 4「渡航の禁止（Do Not Travel）」に引き上げた。現在、中国に滞在している米国人に対して商用手段を使用して出国することを検討するよう勧告している。また、同省は、北京の大使館および成都・広州・上海・瀋陽の総領事館の緊急対応部門の職員を除く職員及び職員家族の国外退避を認めるとした。

##### 【日本】

日本外務省は 1 月 24 日、中国・湖北省全域に対して感染症危険情報「レベル 3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出、その後 31 日には、中国（湖北省以外）・香港・マカオに対して「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」を発出し、警告レベルの引き上げを実施した。さらに 2 月 14 日、浙江省温州市についても感染症危険情報「レベル 3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出した。

日本政府は 28 日、新型コロナウイルスによる感染症を感染症法に基づく「指定感染症」に指定する政令施行を決定、その後 WHO の PHEIC 宣言を受け、当初 2 月 7 日としていた施

行日を2月1日に前倒しした。これにより感染症法の規定に基づく対応が可能となり、具体的には、同ウイルス患者を公費負担のもと隔離することや空港や港などでの検疫において指示に従わない場合に罰則を科すことなどが可能となった。

日本政府は2月16日、内閣に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第1回）」を開催した。会議では「国内全体としては、国内発生早期ではあるものの、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況」「（国内の感染は）さらに進行していくと考えられる」という共通認識を確認し、感染拡大を抑えるため、テレワークや時差出勤の促進、不要不急の会合の自粛などを呼びかけていくとした。

また厚生労働省は2月17日、同感染症に関する相談・受診の目安を公表した。以下、その概要である。

まず一般の人は以下に該当する場合、全国の都道府県にある「帰国者・接触者相談センター」に相談すべきであることを示した。

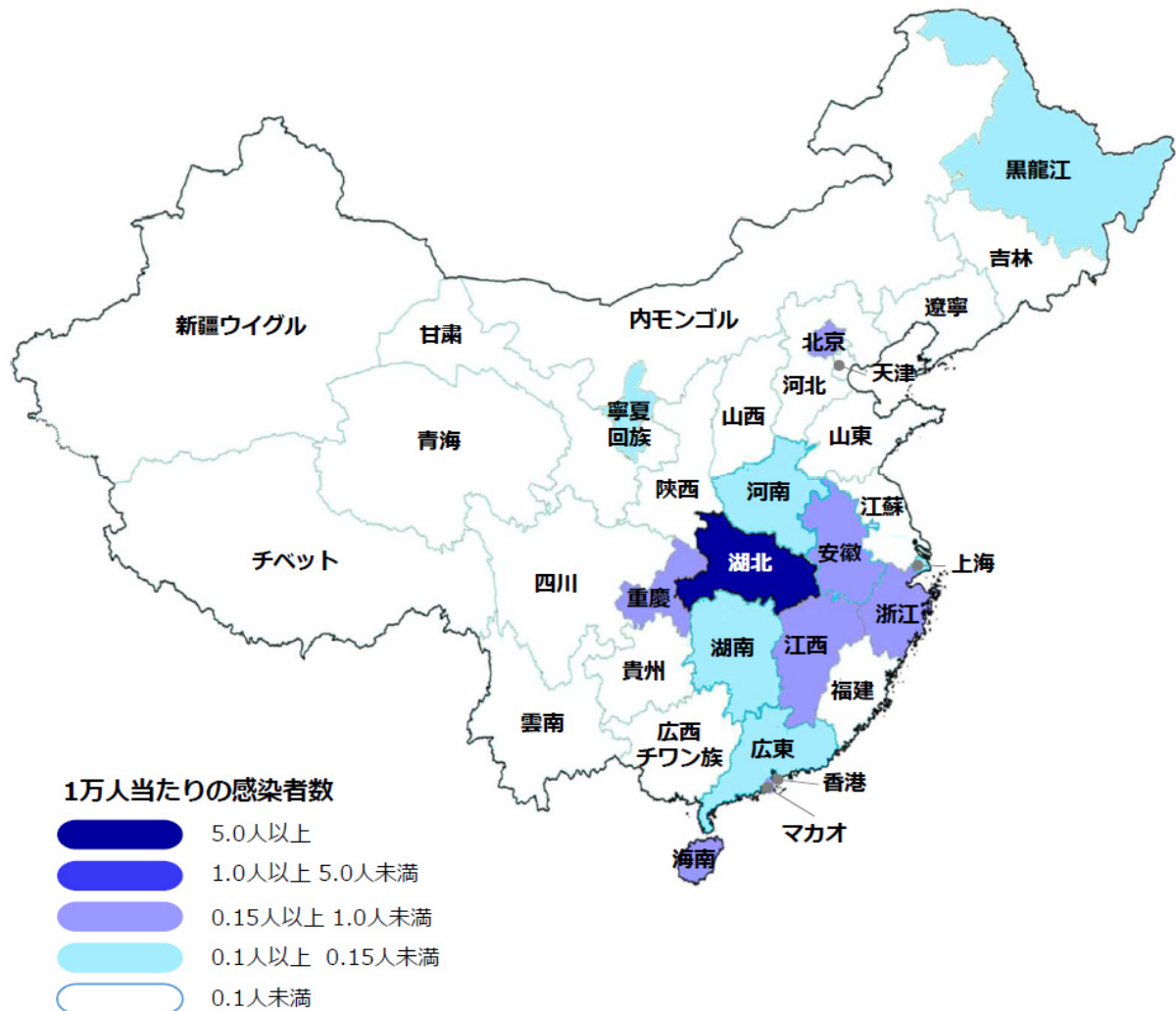
- かぜの症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く人
- 強いだるさや息苦しさがある人

特に高齢者や、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の持病がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などの投与を受けている人は、感染すると重症化しやすいため、こうした状態が2日程度続く場合は相談し、妊婦も早めに相談することが望まれる。子供は一般の人と同じ目安で良い。なお相談や受診の前に、発熱などのかぜの症状がみられる場合は学校や会社を休み、外出を控えること、そして毎日、体温を測定して記録しておくことなどを求めた。

## (5) 今後の見通し

中国においては感染確認数が引き続き増加しており、今後さらに感染確認数が増加する可能性が指摘されている。以下は特に感染確認数が多い省・直轄市を示したものである。湖北省および隣接の省を中心に広範囲にわたって感染が拡大している様子がうかがえる。

【図表3：中国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染状況】（2月17日時点）



出典：外務省 海外安全ホームページ（[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/covid19\\_6.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/covid19_6.pdf)）

今後同ウイルスの感染がどの程度まで拡大し、どの程度の期間、蔓延が続くのかは予断を許さない。過去のSARS コロナウイルス、MERS コロナウイルスの感染拡大の概要について海外リスクセンサー「新型コロナウイルスの感染拡大と企業の対策(4)」(2月12日発行)を参照されたい。

## 2．企業としての対策

### (1) 対策の基本的な考え方

中国を中心に新型ウイルスの感染例が多く確認されている現状に留意し、中国進出企業の本社においては、引き続きWHOおよび各国・地域の保健当局等より感染状況に関する最新情報を入手するとともに、国内勤務従業員、海外駐在員や出張者等、関係者に周知させる必要がある。



現状は、中国で感染が引き続き拡大している一方、日本を含むその他の国・地域では依然として持続的感染拡大は確認されていない状況である。ただし日本においては前述のとおり感染経路を特定できない症例が複数確認されており、厚生労働省が「国内発生早期」との認識を示している。企業としてはこの点を踏まえ、優先順位を意識した対策を検討・実施していく必要がある。特に中国に進出する日本企業の本社としては、以下を念頭に対策の要否、重要度を判断していく必要がある。

- 本社は自らが直接雇用する役員・従業員に対して安全配慮義務を負っていることを十分意識し、駐在員・帯同家族・出張者の安全確保・負担軽減について十分検討し、直接対応する必要がある。
- 一方で、海外子会社である現地法人等が中国現地で雇用する現地社員に対する配慮も重要である点を見落としてはならない。駐在員・帯同家族・出張者と同様、現地社員も、未知の感染症に対して、またそれによる当局の対応とその影響について、不安や生活上の不便など、心理的・物理的負担を強いられている。本社としてこの点も十分理解し、現地社員への対応・配慮について、駐在員等または現地経営層と協議・連携し、必要に応じて本社として十分な支援を行うべきである。
- さらに多くの在中国企業が現時点で業務再開を予定している2月10日以降、業務をいかに適切に継続するかという事業継続の観点の対応も求められる。
- それぞれ現時点で各企業が行っている主な対策を、公表情報を基に以下にまとめる。これらを参考にしつつ、自社の置かれている状況（会社規模・業種・事業特性・人員構成等）を踏まえ、自社としての対応策を早期に決定・実行することが求められる。

## (2) 駐在員・帯同家族・出張者に対する対応

### 【出張制限・帰国指示について】

日本からの出張制限・駐在員等の帰国指示については、外務省の発出する「海外安全情報」（感染症危険情報等）の指示に従うのが基本である。既に多くの企業が武漢市、湖北省または中国への渡航禁止または自粛の指示を出している。特に湖北省など中国の一部の地域では現地当局が交通制限・封鎖措置を実施しており、こうした地域へは当面の間渡航を禁止することが望ましい。なお、米国をはじめ海外各国が中国への渡航を禁止する措置などを出しており、出発する国ごとの制限・指示内容も十分把握しておく必要がある。

また既に多くの企業が1月下旬頃から中国駐在員・出張者・帯同家族に対して日本への帰国指示を出している。現地拠点における営業・操業再開を見込み、2月10日前後に必要な要員を中国に戻した企業が多かったが、その後の再開延期等により、再度帰国した例も散見される。

### 【帰国後の駐在員・帯同家族への対応】

帰国指示に基づき日本に帰国した駐在員、帯同家族に対しどのような対応を行うかも、検討課題に挙がる。多くの企業は駐在員に対しては、特段の症状が見られない場合でも毎日の

検温と健康状態の報告を求めている。より慎重を期して、14日間の在宅勤務を指示する例、別拠点での執務を指示する例などもみられる。

帯同家族については特に、生活への支援が求められる。生活拠点を中国に置いている帯同家族の場合、日本国内に生活拠点がなく、住居確保や生活インフラ（通信環境等）への配慮・支援が求められる場合もある。

### 【現地滞在者への対応】

進出企業の一部は駐在員全員または一部を中国に残しており、また帰国指示を出した企業でも、経営幹部等、最低限必要な要員を現地に残している場合がある。この場合、現地滞在者に対しては以下予防対策を徹底することが非常に重要である。

#### 予防対策

- 人の大勢集まる場所（繁華街、観光地等）への外出は、できる限り控える。
- 国内外を問わず、当面は不要不急の出張・移動を自粛する。
- 外出後は石鹸を使用した手洗いを徹底する。石鹸や水が利用できない場合は、手指消毒剤を携帯する。
- 公共交通機関を利用する場合は極力マスクを着用する。また、特に呼吸器系疾患を有している場合、もしくは咳・くしゃみ・のどの痛み等の症状がある場合はマスクを着用する。
- 体調不良とみられる人との接触を避ける。
- 動物（生死を問わず）や動物のいる環境との直接的な接触を避ける。
- 糞で汚染されている可能性があるものの表面に触れない。
- 生ものや調理不十分な肉等の摂取を避け、十分に加熱調理する。
- 室内の換気を頻繁に行う。
- 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事を摂る。
- 衣・食・住環境において衛生管理を行う。

### (3) 現地社員に対する対応

#### 【出張制限、移動履歴の申告について】

現地拠点においては、まず拠点内で感染者が出ないように、慎重な予防策を講じることが求められる。湖北省など感染確認が多数みられる地域への出張・移動は禁止し、過去14日以内に公私問わず当該地域へ移動、滞在歴のある場合は漏れなく会社へ報告させ、健康状態を監視する措置が必要である。

#### 【現地拠点での感染予防策】

中国国内拠点の現地社員に対しては、以下の感染予防策の徹底が求められる。

- 従業員等に対し、(2)の予防対策を周知・徹底する。
- 感染症に関する未確認の情報を不用意に流布することのないよう、従業員等に対して徹底する。
- 現地社員を含め、湖北省および感染が多く確認されている省・市・区への出張を制限する。

- 湖北省および感染が多く確認されている省・市・区への渡航者がある場合、発熱等の有無を含む体調の定期報告と出社制限等隔離対策を指示する。
- オフィス出入り口での消毒液設置、ドアノブやエレベーターボタンの定期消毒など、飛沫・接触感染予防策を実施する。
- 業務状況に応じて、在宅勤務、時差出勤などを推進し、公共交通機関での通勤等による感染リスクを低減させる。
- 多くの人が集まる会議、特に海外からの参加者を集める国際会議・イベントは延期・中止を検討する。
- 体調不良者の状況をモニタリングするよう、各管理者に指示する。
- 接客・営業等、不特定多数と接する機会の多い職種については、マスク着用、手指消毒等の予防対策をさらに徹底する。

#### (4) 拠点の事業継続に関わる対応

##### 【当局対応に関する情報収集】

前述のとおり、中国国内では湖北省をはじめ、浙江省温州市、杭州市、台州市で住民の移動を制限する措置が順次取られている。これらはいずれも感染確認数が相対的に特に多い地域のため、今後感染確認数の動向に応じて、さらに移動制限の対象地域が広がる可能性がある。

また北京市、上海市など特に人口が密集し、企業数も多い地域で、さらなる感染拡大防止措置が取られる可能性もある。企業としては、今後の中国国内各層政府の動向について情報を収集し、新たな指示内容について、注視する必要がある。

##### 【事業再開時の対応】

北京市を中心とする在中国日系企業の商工団体である「中国日本商会」の緊急アンケートでは、回答企業の54%は、事業再開時期について「10～16日」と回答したが、事業再開時に従業員を「通常通り出勤」と回答したのは37%だった。2月3日から中国国内の一部地域で営業を再開している日系金融機関の拠点では、窓口業務を一時的に取りやめるなど営業規模は縮小させている。今後の事業再開に向けて、どのような体制で業務を実施するかは、各企業の会社規模・業種・事業特性・人員構成等を勘案し、検討する必要がある。

金融機関等、事務職主体であり定型・代替性の高い業務拠点においては、複数班制を敷く例もみられるが、製造業等多くの業種では困難な場合も多い。事業継続上、複数の従業員による交替対応が難しい職種においては、感染予防策や健康状態のモニタリングなどをより詳細に実施するなどに対応することなども検討すべきである。

#### (5) 日本国内拠点、その他の海外拠点に求められる対策

日本国内では現段階で新型コロナウイルスの流行が認められる状況ではないとされるものの、今後の動向は予断を許さないため、一定の予防対策が求められる。中国以外の海外拠点においても、国内拠点に準じた対応が求められる。

- 従業員等に対し、(2)の予防対策を周知・徹底する。
- オフィス出入り口での消毒液設置、ドアノブやエレベーターボタンの定期消毒など、飛沫・接触感染予防策を実施する。
- 業務状況に応じて、在宅勤務、時差出勤などを推進し、公共交通機関での通勤等による感染リスクを低減させる。
- 多くの人が集まる会議、特に海外からの参加者を集める国際会議・イベントは延期・中止を検討する。
- 体調不良者の状況をモニタリングするよう、各管理者に指示する。
- 接客・営業等、不特定多数と接する機会の多い職種については、マスク着用、手指消毒等の予防対策をさらに徹底する。

前述のとおり、日本においては感染経路を特定できない症例が複数確認されており、厚生労働省が「国内発生早期」との認識を示している。上記予防対策を従業員等関係者にさらに周知・徹底するとともに、内閣官房、厚生労働省等のホームページを参照し、常に最新情報を把握し、必要な対応を行える体制を準備・確保することが重要である。

COVID-19 に対する現段階、今後の対応については、政府が公表している「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等が参考となる。同行動計画において、「国内発生早期」の対策の考え方としては、以下が示されている。

【図表4：「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における国内発生早期の対策の考え方】

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、国民生活及び国民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(後略)

出典：内閣官房「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成29年9月12日 一部変更）」

以上

## 本レポートに関する注意事項

1. 本レポートは、主に新聞等における報道内容や関連する企業や団体等のホームページ等を情報源として活用し作成しております。
2. お客様社内での利用に限ります。本情報をお客様から再配信することは固くお断り致します。
3. 本レポートは、日本国内でご利用いただくことを前提に作成しております。海外でのご利用には、主に以下の点において適していない場合があります。
  - (1) 日本国内で一般的に得られる公開情報をもとに作成しているため、現地の実情とは異なる場合があります。
  - (2) 宗教・政治・領土問題等、日本国内では問題がなくても、海外で発信した場合には問題を惹起する可能性があります。
4. 本レポートは、あくまでも情報提供として供するものであり、レポート内の情報（事実関係および分析・評価結果）をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。

## コンサルティングのご紹介

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ビジネスリスク本部では、グローバルリスクマネジメント推進体制構築に関わるコンサルティングサービスをご提供しております。以下はコンサルティングの例です（以下に明示したコンサルティングに限定されません）。ぜひ、お気軽にお問合せください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント体制構築          | <input type="checkbox"/> BCP・緊急時対応計画の策定（感染症・戦争・政変・テロ等を含む）       |
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント・危機管理文書の第三者評価 | <input type="checkbox"/> 危機発生時のシミュレーション訓練・演習                    |
| <input type="checkbox"/> 海外事業拠点・事業展開国のリスク評価     | <input type="checkbox"/> 地政学リスク・政治リスクのマネジメント、分析・調査、総合的なアドバイザー 等 |

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
ビジネスリスク本部 深津 嘉成 主席研究員（専門分野：リスクマネジメント・危機管理）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1  
大手町ファーストスクエア ウェストタワー23 階  
Tel. 03-5288-6594 Fax. 03-5288-6625  
<http://www.tokiorisk.co.jp/>